

# 東日本大震災を踏まえた大規模災害対策等について

去る3月11日、東日本大震災が発生し、三陸沖を震源とする観測史上最大の地震と、それに伴う津波が、東日本の広い範囲にわたって、想像を絶する被害をもたらした。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故はいまだ収束に至らず、不安定な状況が続くなど、我が国全体の国民生活や経済に深刻な影響をもたらしている。

この度の震災により犠牲となられた方々に衷心より哀悼の意を表し、被災者の皆様に、心からお見舞いを申し上げるとともに、被災地の一日も早い復興を心から願っている。

この大規模災害に対し、中四国各県・各経済団体においては、これまでも被災地支援に積極的に取り組んできたところであり、今後とも最大限の対応を図って参る所存である。

その一方で、東日本大震災による被害の範囲や規模を鑑みると、中四国地域において大規模災害が発生した際には、安全確保や災害復旧をはじめ、産業面への影響についても、中四国地域だけの対応には限界があると言わざるを得ない。

このため、政府においては、リーダーシップの欠如により東日本大震災の復旧・復興に大きな混乱が生じたことを踏まえ、今後、政治の強力なリーダーシップを発揮し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

## 1 防災対策の検証及び全国的な被災地支援制度の構築

国において、東日本大震災で被害が拡大した原因及び分析と発生後の災害対応の検証を行うとともに、東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生した場合の被害想定を早急に明らかにすること。また、大規模・広範囲に及ぶ災害が起こることを前提とした上で、国による被災自治体への支援方策を確立することは勿論のこと、迅速・円滑に支援を行うため、国が主体となって、支援する自治体と支援される自治体とをマッチングする被災地支援制度を構築すること。

## 2 原子力発電所に係る安全対策・防災対策等の推進

福島第一原子力発電所の事故原因を速やかに徹底究明し、新たな知見に基づき安全基準の抜本的な見直しを行い、原子力施設の安全確保のために必要な対策を早急を実施すること。

その際、安全基準などの判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、国民に説明すること。

あわせて、事故の想定、E P Zの範囲、オフサイトセンターの代替施設、複合災害の想定など、防災指針、防災基本計画の見直しを早急に行うとともに、関係隣接都道府県の拡充など、速やかに原子力防災対策を強化すること。

さらに、今回の事故における避難区域等が、どのような根拠に基づき設定されたのか、関係自治体へ早急に説明するなど、関係道県・市町村が行う地域防災計画の見直しに対して協力・支援を行うとともに、県境を越える広域避難や行政機能の移転等の課題に対しても対応できるよう、国が前

面に立った防災体制を構築すること。

特に、影響が広域化する可能性があることから、国は、モニタリングポストやSPEEDI端末の全国的な整備・活用を進めるとともに、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療等の原子力防災対策に必要な資機材等について、速やかに整備・備蓄すること。

あわせて、国として、修復や被ばく医療等の緊急事態の応急対策に速やかに対応できる体制の整備や、食品等の放射性物質を測定するための検査機器整備など必要な対策を行う自治体への財源措置、更には、実践的な経験・専門的知識を有する要員の養成等、自治体を支援するための措置を講ずること。

さらに、原子力安全規制に関する現行の法制度について、抜本的な見直しを行い、国民の安全・安心により重点を置いた法制度を整備すること。

### 3 放射性物質による影響への対応

今回の事故による放射性物質の影響について、国民生活や経済活動にかかわる幅広い分野における安全基準や取扱指針を定め、安全・安心を確保する対策を速やかに実施し、その情報を分かりやすく、かつ迅速に提供するとともに、放射性物質による影響に伴う損失を補填する制度を確立すること。

また、風評被害の払拭や防止のため、国内外に対し、放射性物質の検査数値及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること。特に、落ち込みの激しい海外からの観光客誘致、食品及び工業品輸出の正常化のため、安全・安心であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的な信用・信頼の回復に努めること。

### 4 災害に強いインフラの整備及び「減災」対策の推進

東日本大震災を踏まえ、地震・津波・液状化対策に係る基準や指針等の見直しを行うとともに、防災上重要な公共土木施設の整備や、避難所となる文教施設・ため池等農業水利施設等の耐震化を推進すること。

また、大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があり、空港、港湾、鉄道、道路等の交通インフラにおける適切な耐震施設の配置や多重性・代替性を向上させる緊急輸送ネットワークの整備を推進するとともに、関係者の協力体制の構築に向けた支援を行うこと。

さらに、「減災」の視点から、高速道路や鉄道等の既存公共施設への避難路の整備や避難階段の設置、地域の実情に配慮した土地利用規制制度の構築など、ハード・ソフト両面にわたる対策を推進すること。

### 5 電力供給の安定化、エネルギー政策の抜本的な見直し及び再生可能エネルギーの普及促進

東日本大震災からの早期復興を進めるため、また、産業の空洞化や雇用喪失への影響を最小化するため、電力供給の安定化を図ること。

エネルギー政策の見直しに当たっては、安全性を大前提としながら、エネルギーの供給安定性や経済性、環境適合性を考慮し、国民生活や企業活動への影響等に留意しつつ、再生可能エネルギー・化石燃料・原子力のバ

ランスのとれた新たなビジョンを早急に提示し、国民的な合意形成を図ること。

このうち、再生可能エネルギーについては、再生可能エネルギー特別措置法案が衆議院を通過したところであり、普及促進を更に加速させるため、技術開発や新規発電設備の設置が一層促進されるよう補助制度も含めた制度を確立すること。

また、「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を講ずるとともに、地域における再生可能エネルギーの総合的な開発利用対策を推進するための財政措置等の充実を図ること。

## 6 復旧・復興に向けた地方経済対策の推進

東日本大震災は、被災地のみならず、日本全体の地域経済に深刻な影響を及ぼしている。特に経営基盤が弱い中小企業の支援など、地域経済が停滞から脱却できるような対策を講ずること。

平成23年 8月24日

中四国サミット（中国・四国9県知事、  
中国・四国経済連合会会長）